

こども文教委員会 令和3年11月30日・12月1日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

令和3年度 第2回大田区子ども・子育て会議について

1 開催日 令和3年11月4日（web会議システムを使用したオンライン開催）

2 議事

(1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取

幼稚園や保育所等の「特定教育・保育施設」における、利用定員を定める際に必要とされる委員からの意見聴取について、各1施設の概要を説明

主な意見と区の回答

- ・私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に向けて、区はどのような支援を行ってきたか。
→これまで各園に対して、新制度の内容や移行に伴うメリット等を含めた説明会を開催してきた。ただし、最終的に移行するかどうかは各園の判断である。
- ・保育所について、代替園庭に指定している近隣公園までの移動時の安全対策は大丈夫か。
→環状七号線の歩道に沿って安全に移動するよう、計画段階から事業者に指導している。

(2) 産後家事・育児援助事業

家事援助や育児の補助支援により保護者の負担軽減を図り、要支援家庭への移行を未然に防ぐことなどを目的とした、2つの事業を説明

主な意見と区の回答

- ・にこにこサポートの利用世帯ほどの程度を想定しているか。また、利用者からはどのような声が寄せられているか。
→区の年間の出生者数や年度途中で事業を開始したことなどを踏まえ、約400人の利用を想定している。なお、利用者からは、コロナ禍でなかなか里帰りができない中、サービスを利用することでとても救われた、助かったという声をいただいた。

(3) 保育所の指導検査

区では、平成28年9月から各保育施設の指導検査を実施しているが、コロナ禍の令和2年度は、全169施設の23.1%にあたる39施設の検査に留まり、実施率が大幅に下がったことなどを説明

主な意見と区の回答

- ・検査の結果を受けた文書指摘について、1つの園が複数の指摘を受けたのか、それとも複数の園が指摘を受けたのか。
→1つの園に指摘が集中しているのではなく、複数の施設が指摘を受けている。
- ・認可外の保育施設のうち、企業主導型保育所の検査はどこが行っているか。また、他の自治体では保育士の集団退職が起きているが、大田区ではそのような例はないか。
→企業主導型保育所は、公益財団法人児童育成協会が検査を行っている。なお、これまで大田区では集団退職の例はない。

3 情報提供（里親月間及び児童虐待防止推進月間）

毎年10、11月の里親月間及び11月の児童虐待防止推進月間における取組み内容等を説明

主な意見と区の回答

・大田区の里親の登録世帯数はどのくらいか。また、大田区ではレスパイトケアは行っているか。

→8月末の登録世帯数は23である。現在区ではレスパイトケアを行っていないが、区が児童相談所を設置した際のレスパイトケアなど里親への支援を検討する。

4 その他

第3回会議は、令和4年2月に開催予定である。会議の開催形式は今後の社会状況等に
応じて検討していく。

令和3年度 第2回 大田区子ども・子育て会議 次第

- 1 開会
 - 2 こども家庭部長挨拶
 - 3 委員自己紹介
 - 4 議事
 - (1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取
 - (2) 産後家事・育児援助事業について
 - (3) 保育所の指導検査について
 - 5 その他(情報提供)
里親月間及び児童虐待防止推進月間について
-

【資料】

- 資料1 大田区子ども・子育て会議委員名簿、区側出席者一覧
- 資料2 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取(幼稚園、保育所)
- 資料3 産後家事・育児援助事業について
- 資料4 令和2年度指導監査(検査)結果報告書における保育所、保育施設等について
- 資料5 里親月間及び児童虐待防止推進月間について

大田区子ども・子育て会議委員名簿
(敬称略)

番号	区 分	団 体 名 等		委員氏名
1	学識経験者 (1名)	大学教授等	関東学院大学	シブヤ マサシ
				澁谷 昌史
2	区民(1名)	公募委員		シバタ マユミ
				柴田 まゆみ
3	子どもの保護者 (1名)	公募委員		フクイ サトシ
				福井 聡
4	子育て支援に関する 事業に従事する者 (4名)	大田区私立幼稚園連合会 代表		エジリ マサキ
				江尻 雅樹
5		大田区私立保育園連合会 代表		カトウ タモツ
				加藤 保
6		学校法人 簡野育英会 代表		キクチ ショウドウ
				菊地 渉道
7		社会福祉法人 大洋社 代表		サイトウ ヒロミ
			齋藤 弘美	
8	区内関係団体の 推薦を受けた者 (6名)	大田区3医師会 代表 (田園調布医師会 副会長)		ウチヤマ ヒロシ
				内山 浩志
9		大田助産師会 代表		チョウ ソンヒ
				趙 成喜
10		大田区民生委員児童委員協議会代表		ヨシダ ヒサシ
				吉田 久司
11		大田区青少年対策地区委員会会長会代表		ワダ ヨシアキ
				和田 芳明
12		労働団体代表(連合大田地区協議会)		モリヤ ケンコウ
				森谷 憲光
13		東京商工会議所大田支部		タジリ クミコ
				田尻 久美子
14	区議会議員 (2名)	こども文教委員会 委員長		オオハシ タケシ
				大橋 武司
15		こども文教委員会 副委員長		スガヤ イクエ
			菅谷 郁恵	

令和3年度 第2回大田区子ども・子育て会議
区側出席者一覧

	職名	氏名
1	こども家庭部長	浜口 和彦
2	子育て支援課長	有我 孝之
3	児童相談所開設準備担当課長 (副参事(放課後居場所づくり担当)兼務)	増田 玲子
4	子ども家庭支援センター所長	村田 敦子
5	保育サービス課長	津本 卓也
6	保育サービス推進担当課長	早田 由香吏
7	こども家庭部副参事(子育て施設基盤整備担当)	北村 操
8	教育総務課長	政木 純也
9	幼児教育センター所長	岩崎 政弘

子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取(幼稚園、保育所)
(新規開設に係る特定教育・保育施設)

資料 2-1

認可予定 年月日	施設の状況			設置者の状況				認可定員	利用定員					
	施設名	施設 種別	所在地	設置者名称	主たる事務所所在地	代表者の状況			1号認定 子ども ※1	2号認定 子ども ※2	3号認定子ども ※3		計	
						氏名	職名				満1歳未満	満1歳以上		
1	ぶどうの木幼稚園	幼稚園	大田区北嶺町3-25	宗教法人日本基督教団 東調布教会	大田区北嶺町3-25	山口紀子	代表役員	80人	75				75	
2	令和4年 4月1日	(仮称)Gakkenほいくえ ん馬込	保育所	大田区北馬込二丁目30番 3号	株式会社学研ココファ ン・ナーサリー	品川区西五反田二丁目 11番8号	山崎 知恵	代表取締役	60人		33	6	21	60
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

※1 法第十九条第一項第一号に掲げる子ども(3歳以上の教育認定)

※2 法第十九条第一項第二号に掲げる子ども(3歳以上の保育認定)

※3 法第十九条第一項第三号に掲げる子ども(3歳未満の保育認定)

私立幼稚園 施設概要（令和4年4月新制度園）

設置者	名 称	宗教法人日本基督教団東調布教会			代表者職・氏名	代表役員 山口紀子			
	所在地	大田区北嶺町3-25							
施設	名 称	ぶどうの木幼稚園							
	所在地	大田区北嶺町3-25							
開園時間	開園時間	9 時 00 分 ～ 14 時 00 分 （ 5 時間 分）							
利用定員	年齢			満3歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	1号認定			0人	25人	25人	25人	75人	
基準職員	教諭	年齢区分		満3歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		年齢別		0人	1人	1人	1人	5人	
		学級編成調整加配	2人						
	嘱託医	1人							
建物設備	種別	面積			種別	面積			
	保育室		54.00	㎡	遊戯室		127.44	㎡	
			54.00	㎡		職員室、保健室		29.76	㎡
			54.00	㎡				46.87	㎡
			67.67	㎡		その他面積		281.38	㎡
				㎡					
			㎡	建物合計		715.12	㎡		
保育室計	229.67	㎡							
運動場	416.00 ㎡								

ぶどうの木幼稚園

大田区北嶺町3-25

＜地図＞

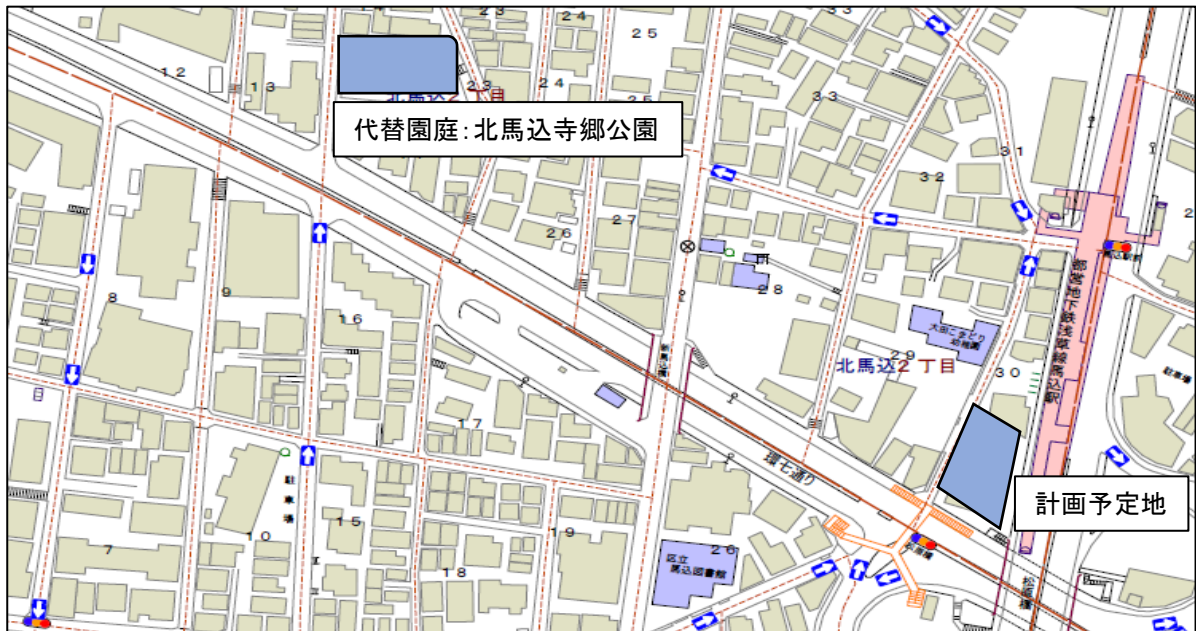


※ 東急池上線雪が谷大塚駅 徒歩5分

認可保育所 施設概要 (令和4年4月1日 認可予定)

施設	名称	(仮称)Gakken ほいくえん 馬込								
	所在地	東京都大田区北馬込二丁目30番3号								
設置者	名称	株式会社学研ココファン・ナーサリー			代表者職・氏名	代表取締役 山崎 知恵				
	所在地	東京都品川区西五反田二丁目11番8号								
開園時間		開園時間(基本)	7時 15分		～	18時 15分		(11時間 分)		
		延長時間	18時 15分		～	20時 15分		(2時間 分)		
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		保育所定員計	6人	10人	11人	12人	12人	9人	60人	
基準職員	保育士	年齢区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		年齢別	2人	3.5人		0.6人		0.7人		10人
		施設型給付費(委託費)に係る加配	3人 ※うち1人は非常勤可							
	調理員	施設型給付費(委託費)に係る人数	2人							
		嘱託医	1人							
建物設備	保育室等			現計画 ≥ 基準				現計画		
		乳児室・ほふく室	0歳	22.93	㎡	19.80	㎡	調理室	26.69 ㎡	
			1歳	36.99	㎡	/		医務室 ※事務室等内に設置する場合は医務コーナーの面積	4.70 ㎡	
			計	59.92	㎡					
		保育室・遊戯室	2歳	35.16	㎡	21.78	㎡			
			3歳	31.23	㎡	23.76	㎡	その他面積		
			4歳	31.06	㎡	23.76	㎡			
			5歳	29.88	㎡	17.82	㎡			
			計	127.33	㎡	/		合計	657.49 ㎡	
屋外遊戯場		(基準面積 145.20 ㎡)		[屋外]		㎡				
				[屋上]		㎡		<input type="checkbox"/> 避難用設備・防火設備等有		
				[代替場所]		(名称) 北馬込寺郷公園 (面積) 1,036.00 ㎡		(距離) 300 m 徒歩 5分		<input checked="" type="checkbox"/> トイレ・水飲み場有

《地図》 都営地下鉄浅草線 馬込駅徒歩



産後家事・育児援助事業について

家事援助や育児の補助支援により家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的としている。

ぴよぴよサポート（令和2年10月事業開始、令和3年2月から対象を拡充）

支援内容 利用者の自宅にヘルパーを派遣し、食事の支度、居室の簡単な清掃、沐浴の補助、対象児の兄弟の世話等の家事・育児を支援する。（子どもの預かり、ベビーシッターは対象外）

対象及び利用時間等

拡充前（令和3年1月まで）

生後6か月までの乳児を育児中の世帯を対象として、利用は1回2時間以上、利用時間は年間18時間が上限（多胎児は36時間）。

拡充後（令和3年2月から）

保育サービスを利用していない2歳までの乳幼児を育児中の世帯を対象として、利用は1回2時間以上、利用時間は対象児1人あたり年間18時間が上限。

利用料 1時間あたり1,000円（減免制度あり）

利用実績

年度	申請者数	延べ利用者数	延べ利用回数	利用時間数
令和2	190人	138人	283回	647時間

にこにこサポート（令和3年7月事業開始）

支援内容 産後間もない時期の産婦の自宅に産後ケア専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し、産後の心身の不調及び育児不安・孤立感を軽減するとともに家事・育児を支援する。

対象及び利用時間等

区内に住所を有する出産後7か月未満の産婦を対象として、1回の訪問につき2時間以上とし、期間中7時間が上限。

利用料 自己負担額1時間あたり1,000円（減免制度あり）

おおた

No.1429 令和3(2021)年

8月21日号

毎月1・11・21日発行

区報

地域力・国際都市 おおた

発行：大田区 編集：広報広聴課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
☎ 5744-1111(代) ☎ 5744-1503
HP: <https://www.city.ota.tokyo.jp/>
LINE @otacity
Twitter @city_ota

心と時間にゆとりを
家事・育児サポート

新型コロナウイルス感染症の影響で、妊産婦同士の交流の機会が減ったり、親族の支援を受けづらくなったり、出産・子育ての環境も大きく変化しています。出産後は誰もが大きな時期。ほんの少しのことで気軽に頼める区のサービスを利用してみませんか。

特に支援が必要な産後6か月までの方へのサポートを7月から新たに開始!

2月から対象年齢を産後6か月から2歳まで拡大して利用しやすく!

にこにこサポート



食事の調理・片付け



産物や買い物などの同行

びよびよサポート



育児の補助



部屋の掃除

心も体も休める時間ができました

びよびよサポート利用者 末永さん

夫の仕事が繁忙期で休むことができず、体が1つでは足りないと思って家事支援のサービスを探し始めました。掃除や洗濯など幅広い家事をお願いしています。ヘルパーさんは育児経験があり、先輩ママのように相談にも乗ってくれます。家事支援のサービスを利用するのは初めてでしたが、一度使ってみると余裕ができて、給本を眺むなど子どもと遊ぶ時間ができました。びよびよサポートを利用したことで、家族で過ごす時間が充実したと感じています。



話し相手にもなってくれて心も救われています

びよびよサポート利用者 早川さん

親族が遠方に住んでいて、ほかの誰かの協力が必要だと思っていたところ、区の保健師さんから紹介されて利用してみようと思いました。ヘルパーさんには主に食事の支度を依頼しています。家にあるものでメニューを考えてもらって下準備だけでなく調理まで。作り置きがすごく助かっています。産後食についての相談も快く引き受けてくださり、寄り添っていただけていることが心の支えになっています。



にこにこサポート

産前産後における母子支援の専門家「産後ドゥーラ」が、特に支援が必要となる出産直後のお母さんに寄り添いながら家事も育児もサポートします。

- 利用条件**
- ▶対象 出産から6か月以内の方
 - ▶利用時間 1回2時間から。期間内に合計7時間まで(午前9時～午後9時)
 - ※土・日曜、休日も対応
 - ▶費用 1時間1,000円
 - ※減免制度有り



びよびよサポート

自宅にヘルパーが訪問し、調理や掃除、育児をお手伝いします。

- 利用条件**
- ▶対象 保育サービスを利用していない2歳までのお子さんを養育している世帯
 - ▶利用時間 1回2時間から。対象のお子さん1人当たり、年間18時間まで(月～土曜、午前9時～午後9時)
 - ▶費用 1時間1,000円
 - ※減免制度有り



おっぱい以外の子育てはみんなに手伝ってもらおう

産後ドゥーラは赤ちゃんのお世話のレクチャーや育児相談、お食事作りなど、産前産後のデリケートな気持ちに寄り添いながらサポートしています。出産直後に大きな不安を感じていた利用者さんからは「届くだけで安心」という声もいただいています。自分だけと思わずに家事も育児も全て丸ごとご相談ください。



産後ドゥーラ 栗井さん

**一時保育室・子育てひろばなど
子育て支援サービスを知ろう**



問合せ 子ども家庭支援センター相談調整担当 ☎6410-8551 ☎3763-0199

令和 2 年度指導監査（検査）結果報告書における 保育所、保育施設等について

1 指導検査実施の経緯

平成 27 年度開始の「子ども・子育て支援新制度」により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与された。

大田区では各保育施設の指導検査を平成 28 年 9 月から実施している。

2 報告書のねらい

- ・保育施設や運営事業者における問題の早期発見と自主的な改善の取組みを促す。
- ・保育施設や運営事業者が抱える課題や、区の取組みを区民にお知らせし、保育に対する一層の理解を図る。

3 令和 2 年度の指導検査実施状況

令和 2 年度は、全 169 施設の 23.1%に当たる 39 施設に対して検査を実施した。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令中の実地検査を取りやめたため、平成 30 年度の 54.6%、令和元年度の 58.4%と比較し、実施率が大幅に減少した。

（対象施設数：令和 2 年 4 月 1 日時点）

種 別	対象施設数 (a)	検査数 (b)	(b)のうち文 書指摘施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	137	27	19	19.7%
小規模保育所	25	11	7	44.0%
事業所内保育所	3	0	0	0.0%
定期利用保育室	4	1	1	25.0%
計	169	39	27	23.1%

4 新型コロナウイルス感染症対策

緊急事態宣言発令期間中は、実地検査を取りやめ、代わりに認可保育所、小規模・事業所内保育所に対して書面審査を実施し、不適切な取り扱いが認められた事業者に対して、改善を求めた。

5 公表・活用方法

- (1) 区ホームページに掲載する。
- (2) 保育サービス事業者等への指導検査や、集団指導にて活用する。

令和2年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等
指導監査（検査）結果報告書（抜粋）

令和3年 10月

大田区

福祉部・こども家庭部

第一章 指導監査（検査）の概要

1 指導監査（検査）の体系

区は、社会福祉法人に対して、指導監査の目的、実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い、指導監査を実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、各年度の指導監査対象の法人、重点項目等を「実施方針」（P38 参照）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や、設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。

種別	社会福祉法人に対する指導監査	福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）		
対象	社会福祉法人	施設・事業所		
根拠	社会福祉法	介護保険法	障害者総合支援法 児童福祉法	児童福祉法 子ども・子育て支援法
要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> 大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱 大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱
方針	毎年度策定する「実施方針」			
基準等	指導監査ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所等指導検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害者支援施設等、指定障害福祉サービス事業所等指導検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、保育施設等指導検査基準

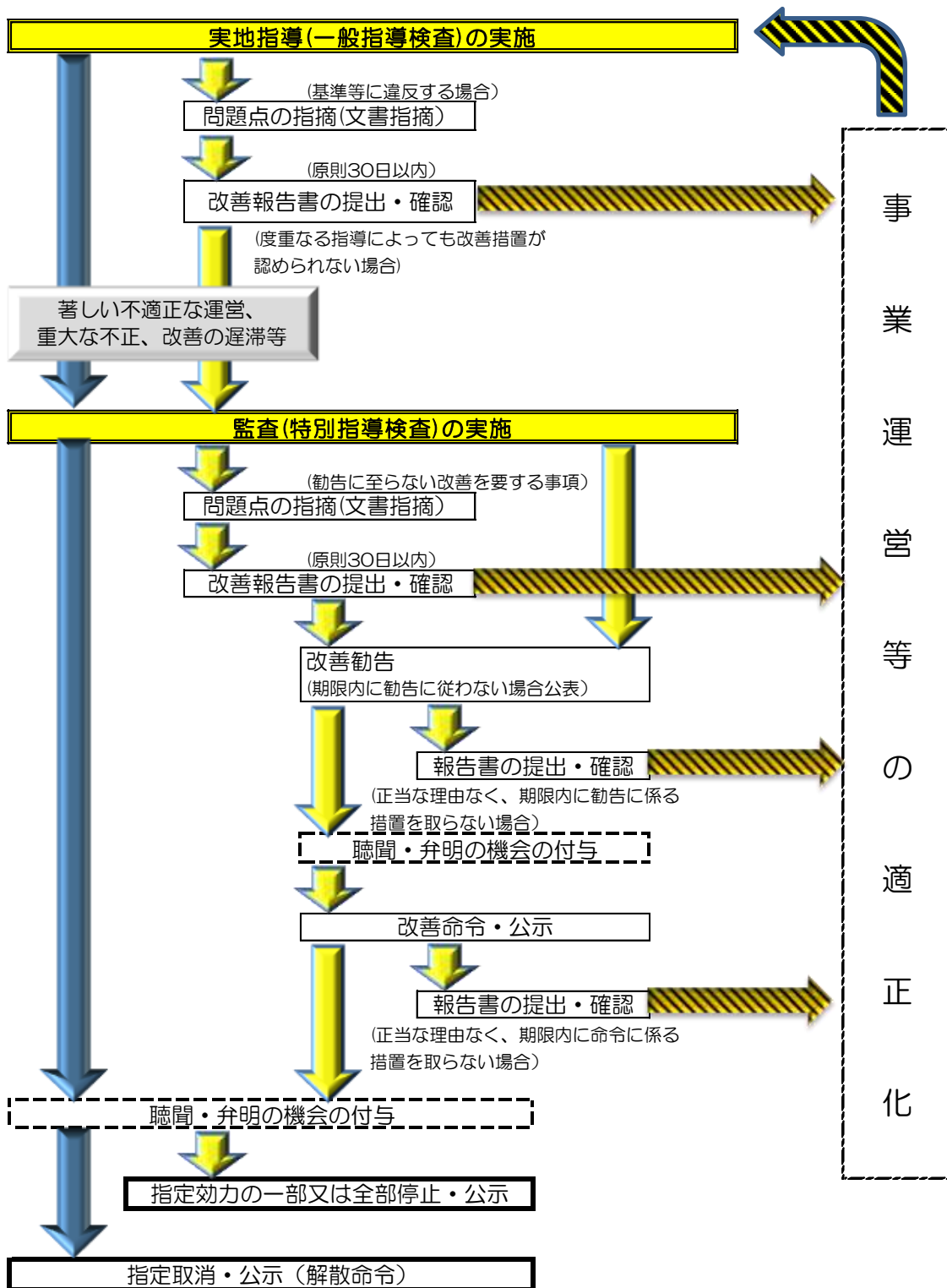
社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のような類型になります。

ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査。

イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施。

ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反や、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査。

2 指導監査（検査）の流れ



（注）・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。

- ・明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

<保育施設>

平成27年4月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与されました。大田区においても各保育施設の指導検査を平成28年9月から本格的に開始しました。指導検査は、「運営、保育内容、会計等について、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令や条例等に定められた基準により適正に保育所運営が実施されているかを検査し、必要な助言・指導を行うことにより、保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ること」を目的に実施しています。

また、希望しても認可保育所等に入れない待機児童の解消に向け、保育施設の整備に力を注いできました。平成27年4月に12,880人であった保育定員を令和3年4月には17,980人までに拡大し、待機児童ゼロを達成しました。こうした時期であるからこそ、利用する子どもの健全な発達に資するものとして良質かつ適切な保育が実施されているかを把握し、助言、指導、指摘を行い、保育の質を確保・向上させるために実施する指導検査の担う役割は重要性を増しています。

令和2年度の指導検査では、利用する子どもの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。

運営関係では、①職員配置基準に定める職員が確保されているか、②労働環境が適切か、③研修等の資質向上のための機会が確保されているか、保育内容の関係では、保育所保育指針に基づいた適切な保育が行われているか、子どもの命を守る安全対策として①乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、午睡における安全確認は適切に行われているか、②アレルギー児対策が十分に行われているか、③けが、事故防止対策が十分に行われているか、④児童虐待の対応を行っているか、会計経理では、①計算書類の区分経理の適正性や、②経理等通知等の遵守状況等々を重点項目として保育施設への指導検査を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、区は、緊急事態宣言発令期間中は、実地検査を取りやめ、代わりに認可保育所、小規模・事業所内保育所に対して職員の賃金等の取扱いに関する書面審査を実施し、不適切な取り扱いが認められた事業者に対して改善を求めました。

令和2年度の集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認可保育所、小規模・事業所内保育所向けについて、講習会形式ではなく書面形式にて実施しました。

第二章 指導監査（検査）の結果

4 保育所・保育施設等

(1) 令和2年度実施状況

ア 実地指導

保育所・保育施設等については、全体の23.1%に当たる39施設に対して実地検査を行いました。
(対象施設数は令和2年4月1日現在)

種別	対象施設数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	137	27	19	19.7%
小規模保育所	25	11	7	44%
事業所内保育所	3	0	0	0%
定期利用保育室	4	1	1	25%
計	169	39	27	23.1%

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大田区ホームページに資料を掲載することにより集団指導を実施しました。

種別	対象施設数	掲載時期	主な内容
私立認可保育所	137	令和2年6月	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理
小規模保育所	25	令和2年6月	

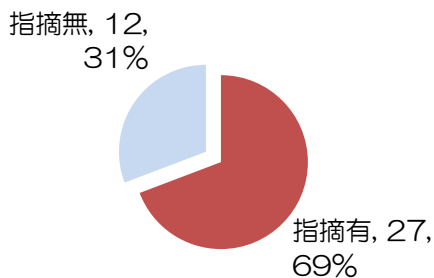
令和3年度に新規開設する認可保育所に対し、集団指導を行いました。

種別	開催日	参加施設数/ 対象施設数	主な内容
----	-----	-----------------	------

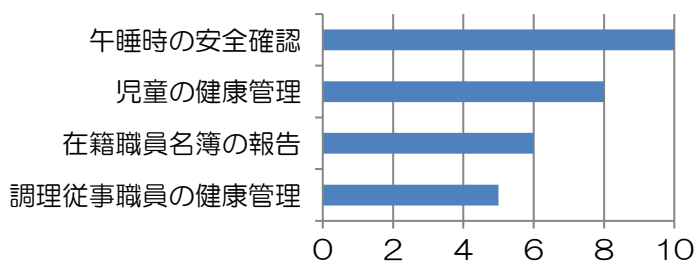
私立認可保育所	令和3年 1月26日 (火)	16/16 100% (38名参加)	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理
---------	----------------------	--------------------------	---

(2) 主な指摘事項

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位4項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 午睡時の安全確認・・・ 10 施設 ◆ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策として、午睡（睡眠）チェックをきめ細やかに行い、必ず一人一人チェックし、その都度チェック内容を記録することとされている。 0 歳児は5分に1回、1～2歳児は 10 分に1回が望ましい間隔であるが、適切にチェック表を記録していない事例があった。 ◆ 午睡時に付き添いはしていたが、寝ている姿勢、顔色、呼吸の確認等一人一人の子どもについて見回りをしていない事例があった。	当該保育施設では、望ましい間隔で一人一人をチェックし、睡眠時のどのような体勢から仰向けに直したか等がわかるように記録することとし、児童が安全な状態で睡眠をとっているかの確認を徹底することとしました。
▶ 児童の健康管理・・・ 8施設	

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>◆ 児童の健康診断は、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施しなければならない。しかし、年度の途中で入所した児童について、入所時健康診断を実施していない事例があった。また、欠席等の理由により定期健康診断を1回しか実施していない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、途中入所や欠席した児童についても、入所時健康診断と、1年に2回の定期健康診断を確実に実施することとしました。</p> <p>全児童が健康診断をもらえなく受けたか確認することとしました。</p>

<p>➤ 在籍職員名簿の報告・・・ 6施設</p>	
<p>◆ 区が保育施設に対して交付する運営費は、保育施設が提出した在籍職員名簿に基づき、常勤・非常勤の人数を確認し、支給額を決定している。しかし、在籍職員名簿に非常勤職員を常勤保育士として報告した、非常勤職員の勤務時間について予定と実績に大幅な差があるため運営費の支給対象外になった等、過大な運営費の支給を受けていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、在籍職員名簿の記載誤りがないよう事務を見直し、運営費の精算を行いました。</p> <p>誤りを発見した時は、速やかに区に連絡することとしました。</p>
<p>➤ 調理従事者の健康管理・・・ 5施設</p>	
<p>◆ 調理担当者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便検査を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳の業務に従事させていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、施設長の責務として、衛生管理及び食中毒予防の観点から、調理・調乳担当者の検便結果等の職員の健康管理を徹底し、この記録を保管することとしました。</p>
<p>➤ 防災対策の状況・・・ 4施設</p>	
<p>◆ 各保育施設は、避難訓練及び消火訓練の双方を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練または消火訓練を実施していない月がある事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、利用する子どもの安全や生命を守るため、非常災害に平静かつ迅速に対応するために、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 保育士の適正配置・・・ 4施設</p> <p>◆ 早番や遅番の時間帯等利用する子どもの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名と無資格の保育従事者1名の配置とする等、基準を下回っている事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、保育に支障が出ないように職員の配置体制を築き、保育士等の勤務シフトを見直し、保育士2名等の基準を満たす職員配置を行いました。</p>
<p>➤ 労務管理・・・ 3施設</p> <p>◆ 使用者は、一週間に40時間を超えて労働させてはならない（労働基準法32条）。従って、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。また、1か月単位の変形労働時間制（労働基準法32条の2）を採用している場合であっても、変形期間中の週平均労働時間を法定労働時間以内とすることになる。例えば1か月の暦日数が30日の場合、その月の法定労働時間は171.4時間であり、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。</p> <p>しかし、週の法定労働時間または、その月の法定労働時間を超えて、保育士等の勤務シフトを作成している月が見受けられる事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、今後、労働基準法の法定労働時間を遵守した職員の勤務シフトを作成することとしました。</p> <p>また、今までの誤った処理で、未払いとなってしまった時間外勤務手当について、再確認し追給しました。</p>
<p>➤ 検食の実施・・・3施設</p> <p>◆ 保育施設では、食事提供前に検食を行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合は、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。しかし、離乳食やおやつについて、検食が行われていない事例があった。また、土曜日の食事に関する検食の記録がない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、離乳食やおやつの検食を確実に行うようにしました。また、土曜日の食事については、検食の記録簿に記録をするようにしました。</p>

(3) 好ましい事例

➤ 運営管理

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

	<ul style="list-style-type: none">◆ 避難・消火訓練について、朝、午前中、午睡中、午後、夕方など、様々な時間帯・様々な職員体制を想定して訓練を実施していた。
➤ 保育内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 事故やヒヤリハットの記録について、曜日や時間帯、発生場所などによる分析をし、発生しやすい状況を職員間で共有し、再発防止に活かす取り組みをしていた。◆ 睡眠時のチェックに際し、担当者を明確にするために、記録をつける職員がピプスを着用していた。

里親月間及び児童虐待防止推進月間について

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長を支える里親制度、児童虐待の防止を推進し、地域全体で子どもを見守っていきます。

1 里親月間（毎年10月、11月）

様々な理由により親元で暮らすことのできない子どもは、都内に約4,000人います。こうした子どもを自らの家庭に迎え入れ、家庭的な環境で育てるのが「里親」です。東京都では、里親制度について理解と関心を深めていただくため、毎年10月と11月を「里親月間」としています。

*今後、区が児童相談所を設置した際には、現在都が所管する里親に関する事務を区が実施することになります。

東京都里親制度普及啓発キャラクター「さとペン・ファミリー」



ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いが込められています。

＝令和3年度の取組み＝

- ・区報10月21日号掲載 ・ホームページ掲載 ・ポスター掲示 ・チラシの配布
- ・デジタルサイネージテロップ放送 ・グランデュオ蒲田東西連絡通路での啓発（予定）

2 児童虐待防止推進月間（毎年11月）

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

また、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、毎年標語を定めています。

令和3年度標語 『189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から』

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189



児童虐待防止運動のシンボル
オレンジリボンマーク

＝令和3年度の取組み＝

- ・子ども家庭支援センターパンフレット、啓発クリアファイル等の配布（小学校3年生）
- ・区報10月21日号、11月11日号掲載 ・横断幕、懸垂幕の掲出 ・ポスター掲示 他

No.1635 令和3(2021)年 10月21日号 毎日1・11・21日発行

地域力・国際都市 おおた

発行：大田区 編集：広聴広報課 〒144-8621 大田区溝田5-13-14
☎ 5744-1111(代) ☎ 5744-1503
HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>
LINE @otacity
Twitter @city_ota

おおた 区報

子どもと一緒に 笑っていたい

「子どもと楽しく過ごしたい」と思っているけれど、思いどおりにいかず、心と時間にゆとりがなくなることもありますよね。子どもを健やかに育てるために、子どもの気持ちに寄り添った関わり方を考えてみませんか。



子どもの前でけんかはやめましょう

親がけんかをしている姿を見ることは、子どもにとって怖く悲しい気持ちになるだけでなく、子ども自身が「自分のせいかな?」と思うこともあります。暴言は聞かせるだけで脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

イライラしたらリールダウン

イライラを落ち着かせる自分なりの方法を見つけましょう。外の風にあたりたり、深呼吸したり、冷たい水を飲むだけでもいいですね。

具体的な言葉をかけましょう

「たたく」「怒鳴る」などの方法は、恐怖で子どもをコントロールしているだけで、子どもはなぜ叱られたのかわからず、不安な気持ちになります。視線を合わせ、落ち着いた声で具体的に伝えましょう。

例えば

- 「おもちゃを片付けなさい」→「箱にミニカーを入れてね」
- 「走らないで」→「歩こうね」

できたときは結果だけでなく、その頑張りを褒めることで、うれしさや自己肯定感も育まれます。手本を見せたり、一緒にしたりするのもよいですね。

子どもへの伝え方のヒントなどはコチラ



子どもの気持ちに寄り添いましょう

2歳ごろから始まる「イヤイヤ」は成長の証し。まずは子どもの気持ちを受け止めることで、子どもは気持ちや行動を切り替えやすくなります。その場から移動するなど、興味のある方向を促してもいいでしょう。

身の回りの環境を整えましょう

子どもはできることが急に増えるなど成長が早いですが、子どもに起こる事故は、大人用ベッドからの転落やたばこ、おもちゃの部品などの誤飲が多いです。子どもの年齢や発達段階に合わせ、安全な環境づくりをしましょう。

家庭内の事故予防はコチラ



つらいと思ったらSOS

「子ども家庭支援センター」では、子どもの健やかな成長のために子育てを総合的に応援しています。育児の負担を1人で抱え込まず、誰かに話すことも大切です。一緒に対処法を考えていきましょう。

1人で抱えず相談ダイヤル

☎ 5753-7830

月～金曜 午前9時～午後6時
土曜 午前9時30分～午後6時

子育て支援サービスはコチラ



見逃さないで！子どものSOS

子どもや親の気になる姿を見かけたら、相談機関へご連絡ください。その行動が子どもと親を救うきっかけになるかもしれません。

児童虐待通報専用電話

☎ 5753-9924

月～金曜 午前8時30分～午後6時
土曜 午前9時30分～午後6時



《Tokyo 支援ナビは》
コチラ

10・11月は
里親月間



11月は
児童虐待防止推進月間

189(いちばやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189